

約款の一部変更のお知らせ

本ページに掲載している約款のうち、社員配当金に関する規定の一部を平成 29 年 4 月 2 日付で変更いたしましたので、お知らせいたします。詳細につきましては、以下に記載の変更内容をご確認くださいませようをお願いいたします。

1. 普通保険約款の変更

①対象となる条文

保 険 種 類	対象となる条文	ページ
特約組立型総合保険 普通保険約款	第 37 条第 2 項	16 ページ
医療保険(16) 普通保険約款	第 24 条第 2 項	14 ページ
終身医療保険(16) [払戻金なし型] 普通保険約款	第 22 条第 2 項	12 ページ

②変更内容

上記の条文中、「契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、」の文言を削除しました。

〈特約組立型総合保険 普通保険約款の例〉

変更前	2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てることがあります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。
変更後	2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てることがあります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。

2. 特約の変更

①対象となる条文

特 約 種 類	対象となる条文	ページ
収入保障特約(2012)	第 14 条第 2 項	7 ページ
収入保障特約<逡減型>(2014)	第 12 条第 2 項	6 ページ
介護収入保障特約(2012)	第 13 条第 2 項	8 ページ
就業不能保障特約(2012)	第 13 条第 2 項	8 ページ

②変更内容

上記の条文の全文を削除しました。

〈収入保障特約(2012)の例〉

変更前	2 前項の割当のほか、会社は、特約年金の支払事由に該当した日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす特約に対しても、社員配当金を割り当てることがあります。この社員配当金は、特約年金とともに支払う方法等の会社の定める方法により支払います。
変更後	(全文削除)